

# 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書の記載要領

申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要な事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

1 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。

2 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。

- ※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
- ※ 提出の際には申告書に貼らないでください。
- ※ 既に振替納税をご利用の方（依頼内容の変更のない方）は、提出の必要はありません。
- ※ 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要となります。

(金融機関経由印)

## 納付書送付依頼書

(提出先の税務署名を書いてください。)

税務署長あて

氏名

私が納付する

- ・申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
  - ・消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の消印は不要です。

について、

令和 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署  
整理欄

(整理  
番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金融機  
関番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(振替  
区分)

(入力  
日付)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(送付  
日付)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替の利用を開始する申告書の納期限以前の日付を書きます。

氏名を書きます。

口座振替を利用にならない税目等についてのみ二重線で抹消します。

## 預貯金口座振替依頼書

(この依頼書の提出年月日を書きます。)

金融機関名

令和 年 月 日

銀行・信用金庫  
労働金庫・信用組合  
漁協・農協

本店・支店  
本所・支所  
出張所

御中

ゆうちょ銀行等の場合は支店名等の記入は不要です。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

(〒 - ) 電話 ( )

(申告納税地)

(フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等

預金の種類

1 普通 2 当座 3 納税準備

口座番号

記号番号

1 0

金融機関  
使用欄

預貯金口座の名義を書きます。

あなたの住所等を書きます。

ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合は、預金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

あなたの住所と出生県に書いて住所が違えば戸籍出生書に横に押印し直してください。

ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。

預貯金口座の届出印を押印します。印影が不鮮明な場合は、横に押印し直してください。

税務署から私名義の納付書が貴店（組合）に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
  - ・消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日（休日の場合は翌取引日）

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店（組合）に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください。)

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から（納税貯蓄組合長を経由して）指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。
- 6 貴店（組合）に対して領収証書の請求いたしません。

口座振替を利用にならない税目等についてのみ二重線で抹消します。